

## 令和8年度 土佐町総合保健福祉計画改訂支援業務委託 仕様書

### 1 計画策定の目的

本業務は、現行土佐町総合保健福祉計画内の個別計画について、これまでの実績を踏まえつつ、令和9年度を初年度とする高齢者保健福祉計画（第11次）・介護保険事業計画（第10期）、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を一体的な計画として総合的に見直しを行うことを目的とする。

### 2 委託業務期間

契約締結日～令和9年3月31日

### 3 提出書類

受注者は、本業務の着手前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 着手届及び業務工程表
- (2) JISQI500I（プライバシーマーク）を取得後5回以上更新していることを証明する認定証の写し
- (3) その他受注者の資格要件に定める必要書類

### 4 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務担当者に借用書と引き換えに貸与するものとする。

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQI500I（プライバシーマーク）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとする。

また、公的資格である JISQI500I（プライバシーマーク）は審査登録後、その運用方法が確立されていること、点検がしっかりなされており、審査登録が更新されていることを証明するため、取得後5回以上更新していることを条件とし、そのことを証明する書類（認定証の写し）を作業着手前に発注者に提出し、承認を得るものとする。

### 5 納入場所

本業務の納入場所は、高知県土佐町健康福祉課とする。

### 6 業務内容

#### 第1章 基礎調査の実施

##### (1) 地域特性の現況把握調査

地域の概況と人口特性及び各分野対象者の現況等を把握するため、人口構成の現状特性及び動向の把握調査、各分野対象者等の状況及び動向の把握調査、関連保健福祉資源の現

況把握調査等を行う。

(2) 保健福祉環境等の現況・課題把握調査

保健福祉をはじめとする土佐町における関連分野ごとの施策状況の評価を行い、それぞれの課題等を明確化する。

(3) 関係団体等ヒアリング調査の実施

庁内で活動されている福祉関係団体、NPO 団体、民生児童委員、事業所等を対象（対象は10 団体程度を想定）に簡易アンケートシートによる調査を実施する。

各計画に関連する個別課題や施策への要望、各団体の活動に係る問題点、今後の活動の方向性等、町全体に係る福祉課題やその解決策についての意見をお伺いし、集計・とりまとめを行う。

(4) 現行施策の評価と課題の抽出

高齢者福祉、介護保険、障害者福祉に関連する現行の保健福祉施策を評価し、今後の課題を抽出・整理する。

## 第2章 アンケート調査の実施

### (1) 調査の対象

#### ①高齢者実態調査の実施

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（フィールド医学の問診票項目含む）

調査対象：700 人程度

- ・在宅生活改善調査

町内ケアマネジャー 2 名

※上記調査については、町で配布回収を行う。

#### ②障がい者（児）実態調査の実施

- ・障がい者アンケート調査 280 人程度

調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保有の方

※郵送での配布・回収を想定していますので、配布用封筒（角2）、回収用封筒（長3）作製費、封入封緘作業費、郵送費を見込むこととする。

※宛名ラベルの作成は町が行う。

### (2) 集計・分析

単純集計及び必要な設問に対しクロス集計を行う。集計結果をもとに分析及びグラフ化し、報告書として取りまとめる。

## 第3章 高齢者保健福祉計画（第11次）・介護保険事業計画（第10期）

### (1) 計画課題の設定

介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料等を収集し、第10期計画の検討にあたっての前提条件と基本的課題を整理する。

### (2) 給付実績集計・分析の実施

事務局が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状

況の分析を行う。

(3) 人口推計及びサービス見込み量、保険料の設定支援

人口及び被保険者の推計支援を行う。推計にあたっては、県及び町の関連計画等との整合性を図るものとする。また、国から提供される見える化システム等を活用し、その把握やアドバイスを行う。なお、事業量推計・保険料算出については、国が発表すると思われるワークシートを活用し、算出を行う。

(4) 現行施策の見直し

(5) 計画素案のとりまとめ

(6) 策定委員会の運営支援（2～3回予定）

策定委員会の開催にあたり、下記の支援を行う。

- ・策定委員会用資料作成
- ・策定委員会に出席し、事務局の説明支援

(7) 介護関係基準条例の整備支援業務

関係法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備 FAQ、他団体の事例提供など、必要となる情報提供を随時行うものとする。

情報提供として想定している主な資料一覧は以下のとおりとする。

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」と基準条例の整備
  - 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の整備に関する Q&A
  - 介護保険条例中の延滞金の特例割合を定める規定の整備
  - 税制改正に伴う介護保険法施行令の改正
  - 令和8年介護サービス基準改正案の概要
  - 【例規整備 Q&A】地域支援事業における任意事業として実施している介護用品支給事業を市町村特別給付又は保健福祉事業に移行する場合の条例整備
  - 税制改正に伴う介護保険法施行令の改正（その2）
  - 税制改正に伴う介護保険条例の改正例についての補足
  - 介護サービス基準省令の改正と条例改正例の紹介
    - 【改正後全文】01\_地域密着型サービス基準条例
    - 【改正後全文】02\_指定密着型介護予防サービス基準条例
    - 【改正後全文】03\_指定介護予防支援等基準条例
    - 【改正後全文】04\_指定居宅介護支援等基準条例
    - 【参考】基準省令・モデル条例\_条番号対照表
    - 【参考】地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス\_各サービス規定対応表
    - 【条文対照表】01\_指定地域密着型サービス基準
    - 【条文対照表】02\_指定地域密着型介護予防サービス基準
    - 【条文対照表】03\_指定介護予防支援等基準
    - 【条文対照表】04\_指定居宅介護支援等基準
- モデル条例改め文例

- 「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」による基準所得金額の改正
- 税制改正に伴う介護保険法関係規則・要綱等の改正
- 地域支援事業関係の例規整備
- 指定地域密着型サービス基準等に係る告示改正
- (8) 介護保険・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供
 

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。
- (9) 全国担当会議資料の要約版の納品
 

今後の介護保険・高齢者福祉制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

#### 第4章 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画

- (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析
 

障がい福祉をめぐる施策動向、町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。
- (2) 障がい福祉サービスの推進方策の検討
 

将来人口推計を行い、障がい福祉サービスの各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。
- (3) 計画素案のとりまとめ
- (4) 策定委員会の運営支援（2回予定）
 

策定委員会の開催にあたり、下記の支援を行う。

  - ・策定委員会用資料作成
  - ・策定委員会に出席し、事務局の説明支援
- (5) 法令改正による整合性の確保
 

本計画は、国の方針を鑑みながら策定することが必要であり、法律の改正や制度変更の情報、他自治体の施策や事例等の情報を継続的に提供すること。なお、障害者基本法を中心に障害関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、関連法令が改正される都度、その改正箇所等に関する説明資料を作成し、提出すること。

  - ※障害福祉関連法令の情報提供
  - ※障害福祉関連改正法令の新旧対照表の作成
- (6) 障害者福祉施策に係る先進事例の提供
 

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。

(7) 全国担当会議資料の要約版の納品

今後の障害者福祉制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的を示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

第5章 成果品

(1) アンケート調査結果報告書：出力紙1部

(2) 土佐町総合保健福祉計画：出力紙1部

・第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画案

・第8期障がい福祉計画案・第4期障がい児福祉計画案

(3) 介護関係基準条例及び法令等の解説資料：出力紙1部

※本仕様書内、7業務内容、第3章(7)・第4章(5)に記載事項項目の納品を必須とする。

(4) 介護保険及び障害福祉関連に係る先進事例冊子：出力紙1部

※本仕様書内、7業務内容、第3章(8)・第4章(6)に記載事項項目の納品を必須とする。

(5) 全国担当会議資料の要約版：出力紙1部

※本仕様書内、7業務内容、第3章(9)・第4章(7)に記載事項項目の納品を必須とする。

(6) 上記データ一式

7 本業務の受注者資格要件

本業務は地方自治法施行令第167条の11第2項の規定に則り、受注者は品質の確保及び責任の所在明確化のため、以下の条件を満たさなければならない。本業務の着手前に以下の条件を証明する書面(契約書の写し)を発注者に提出すること。

(1) (一財)日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証(プライバシーマーク：JISQ15001)を取得し、かつ5回以上更新していること。

(2) 本業務の受注者は以下に掲げる同種業務及び類似業務すべての実績を有していること。同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも高知県内の図受注実績とする。また、受注託実績の同種業務及び類似業務はすべて過去5年以内(令和3年度～令和7年度に業務完了)のものとする。

- ・同種業務1=介護保険事業計画・高齢者福祉計画 (高知県内の受注実績)
- ・同種業務2=障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 (上記同)
- ・同種業務3=地域福祉計画 (上記同)
- ・類似業務1=総合振興計画 (上記同)
- ・類似業務2=地方創生人口ビジョン・総合戦略 (上記同)

8 その他

(1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ発注者と協議し、決定すること。

(2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化

した場合には、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (3) 本業務において、受注後本仕様書に定める提出書類が提出されない場合及び仕様内容に基づいた成果品が納品されない等の行為があった際は指名停止等の処置を行い、公表することもあり得る。

#### 9 契約の解除

本業務において、受注者が適切な業務履行ができない場合は、委託期間内であっても委託契約を解除することができる。その場合は、受注者は発注者に損害賠償を請求することができない。ただし、発注者は当該年度内における予算内において受注者にかかった経費を支払うことができるものとする。なお、契約解除を行った場合、指名停止等の処置を行い、公表することもあり得る。

#### 10 本業務の担当所属

高知県土佐町 健康福祉課 電話 0887-82-2333